

# 進まぬ犯罪被害者支援

## 基本法施行10年

犯罪被害者や遺族を支援する条例を広げようと、自治体職員らでつくる「被害者が創る条例研究会」(水戸市)は7日、初の市民向けシンポジウムを福岡市で開いた。被害者支援を国や自治体の責務と定めた「犯罪被害者等基本法」の施行から10年。条例制定が2割にとどまるなど、自治体間で取り組みに格差が出ていることから、被害者らは遅々として支援が進まない現状を知ってほしいと訴えた。(池田亮、峰啓)

「心身ともズタズタで家事もできず、息子の死亡診断書を見るだけでパニックになった」。交通事故遺族の佐藤悦子さん(64)(大分県国東市)は約1000人を前に講演し、当時の状況を切々と訴えた。

鹿児島県・奄美大島で2

## 福岡でシンポ 遺族「全国で条例を」

講演で事故当時の状況などを話す佐藤悦子さん(7日午後、福岡市で) — 中嶋基樹撮影



003年11月、次男隆陸さん(当時24歳)が飲酒運転の少年(当時19歳)の車にひき逃げされ、亡くなった。息子の死を受け入れられず、市役所での除籍手続きなどは知人に頼んだ。食事を作ることもできなくなり、食べ物のゴミを通らず嘔吐を繰り返した。道交法違反と業務上過失

致死罪に問われた少年について、量刑の重い危険運転致死罪を適用しよう検察官に求めたが、「今の法律ではどうしようもない。これ以上、素人に説明しても無駄」と言われ、ショックを受けた。意見陳述書は書き方が分からず手探りで作成。少年の判決は懲役3年だった。

その後、少年を相手取り、損害賠償請求訴訟を起こした。請求額満額の5500万円を支払いを命じる判決が出たが、少年側からは全く支払われていない。しかし周囲からは「大金をもらったんだろう」などと言われ、傷ついた。

事故から12年を迎えても悲しみは癒えず、肌寒い時期になると、遺体を抱きしめた記憶がよみがえってくる。佐藤さんは「被害者は刑事や行政の手続きの知識もなく、どこに何を相談すればよいかわからない」と窮状を吐露。「行政の力を借りて、犯罪被害者が孤立せず、全国どこにいても同じ支援が受けられるよう

2005年施行の犯罪被害者等基本法は国や自治体に被害者支援を責務と定めた。刑事裁判への被害者参加制度導入など権利保護は進んだが、経済的支援や生活支援は遅れている。

内閣府によると、家事援助など日常生活の支援や住居の提供などの条例があるのは4月現在、25府県と370市区町村で全自治体の約22%。九州・山口・沖縄では佐賀、沖縄の2県と8市町村にとどまる。

犯罪被害者団体ネットワーク「ハートバンド」(東京)が被害者ら105人に行った13年の調査では、「市町村が

## 条例制定わずか2割

ら支援を受けた」との回答はわずか11人(10%)で、「利用できる支援があると思わなかった」との回答も59人(56%)に上った。

研究会は①支援窓口の設置②見舞金給付や貸付制度の創設③病院への付き添いや家事・育児支援——などを責務とする条例案を作成し、全国の自治体に制定を求める活動を続けている。

条例案作成に携わった諸沢英道・常磐大教授(被害者学)は「専門知識を持つ職員の不足などが条例制定が進まない原因。支援の質や継続性を担保するためには制定が不可欠だ」と指摘する。

読売新聞の取材に応じた横田さん(7日、東京都内で) — 立石紀和撮影

トマエカホリ研究所

ポニー生米取得。学大

アジトアサチ

・長約1億1500万円)は3等分する。

たはねはならない」と述べ、産業育成や教育・福祉の底上げなどに取り組む